三　第一項の各事業年度が内国法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合における当該内国法人（普通法人に限り、当該各事業年度終了の時において中小法人等又は第六十六条第六項第二号若しくは第三号に掲げる法人に該当するもの及び株式移転完全親法人を除く。）　当該各事業年度（当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

第五十七条第十二項中「前項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同号に規定する事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

13　税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

第五十八条第一項中「九年」を「十年」に改め、同項ただし書中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第三項中「場合には」を「場合（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）には」に、「これら」を「同条第一項から第三項まで」に改め、「同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は」を削り、同条第六項中「第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「当該」を「当該各号に定める」に、「同項ただし書の」を「第一項ただし書の」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項各号を次のように改める。

一　第一項の各事業年度終了の時において第五十七条第十一項第一号イからハまでに掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する内国法人　当該各事業年度

二　第一項の各事業年度が内国法人について生じた第五十七条第十一項第二号イからニまでに掲げる事実の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める事業年度である場合における当該内国法人（当該各事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。）　当該各事業年度（当該事実が生じた日以後に当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該内国法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

三　第一項の各事業年度が内国法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合における当該内国法人（普通法人に限り、当該各事業年度終了の時において中小法人等又は第六十六条第六項第二号若しくは第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの及び株式移転完全親法人を除く。）　当該各事業年度（当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

第五十八条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同号に規定する事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

8　税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があった場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

第五十九条第二項中「（第三号に掲げる場合に該当しない場合で、かつ、当該内国法人が当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人に該当しない場合において、同条第一項及び前条第一項、この項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額が当該合計額を超えるときは、その超える部分の金額の百分の二十に相当する金額を控除した金額）」を削る。

第六十一条の二第一項第一号中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第六十六条第一項中「百分の二十五・五」を「百分の二十三・九」に改め、同条第六項第二号ハ中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　投資法人

五　特定目的会社

第六十七条第一項中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第二項中「、会社」の下に「（投資法人を含む。以下この項及び第八項において同じ。）」を加え、同条第三項第五号中「に掲げる金額にあつては、第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額」を削り、「第二十六条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「金額」は、」を「金額）は」に、「とする」を「とし、当該特定同族会社による金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配をいう。）の額はその支払に係る基準日の属する事業年度に支払われたものとする」に改める。

第六十九条第四項第七号イ中「、剰余金」を「若しくは剰余金」に、「基金利息」を「同項に規定する金銭の分配若しくは基金利息に相当するもの」に改め、同号ロ中「特定受益証券発行信託」の下に「若しくはこれ」を加える。

第八十一条の四第一項中「及び関係法人株式等」を「、関連法人株式等及び非支配目的株式等」に、「、出資又は受益権をいう。次項及び第四項」を「又は出資をいう。以下この条」に、「あつては、」を「あつては」に、「金額）」を「金額とし、非支配目的株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の額の百分の二十に相当する金額とする。）」に改め、同条第二項中「信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）」を削り、同条第三項中「株式又は出資で」を「株式等で」に、「株式又は出資に」を「株式等に」に改め、同条第四項中「ときは、」の下に「当該連結法人が受ける関連法人株式等に係る配当等の額について」を加え、「次に掲げる金額の合計額」を「同項の規定にかかわらず、その保有する関連法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関連法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第六項中「関係法人株式等」を「関連法人株式等」に、「の株式又は出資」を「の株式等」に、「百分の二十五以上に相当する」を「三分の一を超える」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項に規定する非支配目的株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五以下に相当する数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等（第五項に規定する完全子法人株式等を除く。）をいう。

第八十一条の九第一項中「九年」を「十年」に改め、同項第一号ロ中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第二項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第三項第一号イ及びロ並びに第五項各号中「九年」を「十年」に改め、同条第八項中「第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「当該」を「当該各号に定める」に、「同項ただし書の」を「第一項ただし書の」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項各号を次のように改める。